

ID: 623

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	被保険者に対する不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【根拠条文】 (不正利得の徴収等) 第65条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日